

いわき都市圏総合都市交通推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 第二次いわき市都市計画マスタープラン及びいわき市立地適正化計画に示す将来目指すべき都市構造の実現に向けた総合的な交通施策を推進するため、都市交通マスタープラン（以下「交通マスタープラン」という。）、都市・地域総合交通戦略（以下「交通戦略」という。）、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）及び地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進実施計画」という。）の策定及び交通施策の実施に関する協議・調整を行うことを目的とし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法第59号）第6条及び道路運送法施行規則（昭和26年省令第75号）第9条の3の規定に基づき、いわき都市圏総合都市交通推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 交通マスタープラン、交通戦略、公共交通計画及び利便増進実施計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通マスタープラン、交通戦略、公共交通計画及び利便増進実施計画に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通マスタープラン、交通戦略、公共交通計画及び利便増進実施計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 公共交通事業者等
 - (3) 地域公共交通の利用者
 - (4) 公安委員会（警察）
 - (5) 道路管理者
 - (6) 港湾管理者
 - (7) その他関係する団体及び行政機関等
 - (8) いわき市職員
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任任期とする。
- 3 委員は、再任させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長については、前条第1項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから互選により定め、副会長については、会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

ろによる。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議会に諮り非公開とすることができる。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会で協議が整った事項について、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第7条 協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、また、第2条各号に掲げる事項について具体的かつ専門的な調査、検討等を行うため、必要があると認めるときは幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会委員は、検討事項関係者とする。
- 3 幹事会には、会長の指名により幹事長を置く。
- 4 幹事会は、その検討結果を協議会に報告する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、都市建設部都市計画課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月26日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年11月30日から実施する。